

熊本県立劇場で使用する電気
(令和2年度分調達)

仕 様 書

公益財団法人熊本県立劇場

仕 様 書

1 概 要

- (1) 調達物品名 熊本県立劇場で使用する電気
- (2) 予定数量 1, 643, 064 kWh
- (3) 調達期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 供給場所 熊本市中央区大江2丁目7番1号
熊本県立劇場
- (5) 用 途 ホール（劇場）
- (6) 現契約先 九州電力株式会社 熊本東営業所

2 供給条件

- (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準電圧 (本線) 6,000V
予備電力(予備線) 6,000V
 - ウ 計量電圧 (本線) 6,000V
予備電力(予備線) 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電設備の総容量 3,800kVA
 - カ コンデンサ取付容量 550kVA
 - キ 受電方式 1回線受電
- (2) 契約予定電力、予定使用電力量等
 - ア 契約予定電力 (本線) 1,100kW
予備電力(予備線) 1,100kW
(契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
 - イ 調達期間中の予定使用電力量 1,643,064kWh
(月別予定使用電力量は、別表1のとおり)
- (3) 調達期間
 - 自 令和2年4月 1日 0:00
 - 至 令和3年3月31日 24:00
- (4) 電力量等の検針
 - 自動検針装置 有
 - 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 - 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 需給地点

九州地区の旧一般電気事業者が設置した屋側用開閉器塔内の負荷測接続点

(6) 計量地点

熊本県立劇場の受電室内の引込断路器の電源側

取引用計量装置は、九州地区の旧一般電気事業者の所有とする。

(7) 保安責任分界点

需給地点に同じ

取引用計量装置は、九州地区の旧一般電気事業者がその保安の責任を負う。

(8) 財産分界点

需給地点に同じ

(9) その他

ア 力率保持のため自動力率調整装置を設置している。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にな
い。

3 二酸化炭素に係る調整後排出係数

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.500キログラム以下であること。

なお、平成31年4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、(3)に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.500キログラム以下であること。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日の期間に電気を供給した電気事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、官報で公表されている二酸化炭素に係る調整後排出係数を使うこと。

(3) 平成31年4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者の二酸化炭素に係る調整後排出係数の算定方法は、別紙による。

4 その他

(1) 力率割引、力率割増、その他の原因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者が公表している標準供給条件及び料金表による。

- (2) 実際の電気料金の支払い時に発生する燃料調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、九州地区の旧一般電気事業者が採用する額とする。
- (3) 予定使用電力量は、使用状況等により左右されるものであるため、将来の需給を示すものではない。
- (4) 入札対象施設の月毎の使用実績の明細（最大需要電力、使用電力量等）が確認できる仕組み（報告、閲覧等）があること。
- (5) (4) の使用実績の明細については、請求書の内訳にて確認できる内容であれば、請求書の提出を以て報告、閲覧等に替えることが出来るものとする。ただし、請求書は書面での提出とする。
- (6) 毎月の受電月報の提供は書面での提出とする。

二酸化炭素に係る調整後排出係数の算定方法について

二酸化炭素に係る調整後排出係数の算定方法は次による。

1 二酸化炭素に係る調整後排出係数

$$\text{二酸化炭素に係る調整後排出係数} = \frac{\text{全二酸化炭素排出予定量}}{\text{予定総電力量}}$$

2 全二酸化炭素排出予定量

$$\text{全二酸化炭素排出予定量} = \text{自社排出予定量} + \text{他社排出予定量}$$

(1) 算定にかかる排出予定量は全事業所（発電所）とする。

(2) 自社排出予定量

自己が所有している発電所で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、排出予定の二酸化炭素量合計

a) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における電気事業者の事業計画等の値を元に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく燃料種別排出係数を用いて算定すること。

なお、事業計画等の値を確認することができる資料を添付すること。

(3) 他社排出予定量

他社から令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、購入予定の電力により排出する二酸化炭素量合計

a) 官報で公表されている電気事業者から購入する場合は、地球温暖化対策の進に関する法律に基づき、官報で公表されている二酸化炭素に係る調整後排出係数で算定すること。

b) 官報で公表されていない電気事業者から購入する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成30年度の実績を元に算定すること。

c) 一般社団法人日本卸電力取引所を介して電力を購入する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき算定すること。

d) 購入予定の他社が、平成31年4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間

における購入予定の他社の事業計画等の値を元に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく燃料種別排出係数を用いて算定すること。

なお、事業計画等の値を確認することができる資料を添付すること。

e) 他社排出予定量が把握できないときは、官報で公表されている代替値で算定すること。

(4) 排出予定量の免除

次により発電した電力に係る排出予定量は、「0」とすることができる。

- a) 水力・風力・太陽光・地熱・波力・温度差・潮力発電
- b) 原子力発電
- c) 他者より購入した再生可能エネルギーによる発電

3 予定総電力量

予定総電力量は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、電気事業者が供給予定の総電力量とする。

(別表 1)

■ 契約予定電力及び予定使用電力量

施設名：熊本県立劇場

契約予定電力	1,100 kW	力率	100%
--------	----------	----	------

月	予定使用電力量				計 (kWh)
	平日・夏季 (kWh)	平日・他季 (kWh)	休日・夏季 (kWh)	休日・他季 (kWh)	
4		44,400		42,888	87,288
5		50,496		61,800	112,296
6		79,488		68,760	148,248
7	131,544		70,440		201,984
8	115,320		90,792		206,112
9	78,264		83,064		161,328
10		76,728		63,120	139,848
11		71,592		58,104	129,696
12		70,704		62,832	133,536
1		63,648		67,800	131,448
2		47,112		29,160	76,272
3		66,624		48,384	115,008
計	325,128	570,792	244,296	502,848	1,643,064

※ 契約予定電力は、施設の使用状況より本表の値とした。

※ 予定使用電力量は、平成 30 年 10 月～令和 1 年 9 月の期間の実績と同じとした。

※ 予備線の契約予定電力は、常時供給分の契約電力の値とする。